

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	地域共生課

契約業者名・住所	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会 千葉県松戸市上矢切 2 9 9 番地の 1
工事等の名称	居場所事業等運営業務委託
工事等の場所	松戸市指定の場所
種 別	その他委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	1 1 , 8 6 7 , 7 9 3 円 (概算払い)
工事等の概要	松戸市居場所づくり全体会議の事務局、多世代まると居場所づくり事業「まつど DE つながるステーション」プレイベント及びステーション活動費用の支援に関する事務、居場所交流会の開催事務
随意契約の理由	本業務は、重層的支援体制整備事業の生活困窮者支援等のための地域づくり事業の一環として、松戸市の目指す孤立を防止し、社会とのつながりづくりを目的とした「まつど DE つながるステーション」の創出にあたり、「松戸市居場所づくり全体会議」を運営し、市内全体の総合調整及び進捗管理等を行うとともに、地域での居場所づくりを推進する取り組みを実施することを目的とするものである。 社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会は、昭和 2 7 年に市内における地域福祉活動の推進を図ることを目的として設立され、現在も市内 1 5 地区に設置されている地区社会福祉協議会とともに、地域福祉の推進に

寄与している。

多世代の居場所づくりをはじめとした地域共生社会の実現にあたっては、多くの人的資源、物理的資源、地域課題を把握、分析することが不可欠である。社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条第1項に定める社会福祉を目的とする事業を長年に渡り担い、地域との関係性を有しており、業務の安定的な実施が可能であると考えられる。よって、円滑な業務遂行を鑑みると、委託できる機関は同会のみであると思料される。